

これだけは おさえておきたい リースの会計と税務

1 リース取引における消費税の取り扱い

税務上、平成20年4月1日以後の契約分から売買処理の適用を受けることから（法64条の2）、リース会社に支払う消費税は、リース取引開始時に一括して仕入税額控除することとなります。会計上、重要性の基準で賃借処理を選択した場合には、消費税の取り扱いにおいて、特に注意が必要です。

2 会計上のリース取引における重要性の基準

会計上、個別のリース資産に重要性がないと認められた場合、簡便的に賃借処理が認められています（適用指針35項、46項）。具体的には以下のようなケースです。

リース取引に係る消費税

①通常の固定資産における資産計上基準以下のもの（少額リース）

②リース期間がリース取引開始日から1年以内のもの（短期リース）

③企業の事業内容に照らして重要性が乏しく、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のもの（所有権移転外ファイナンス・リース取引のみ）

3 仮払消費税の処理時期

20年3月31日以前のリース契約は、税務上、賃借処理が認められていたため、リース料の支払の度毎に、その5/105%の仮払消費税を、リース期間にわたって借方計上し、年度毎にこの仮払消費税を、消費税法上仕入

税額控除する処理が認められていました。

しかし、税務上、20年4月1日以後の契約分から売買処理となったため、この支払リース料は減価償却費としてみなされることがとなりました。したがって、リース料の支払の度ごとに仮払消費税を借方計上する従前の方法は、リース資産の減価償却費を課税仕入とすることと同義であり、自己所有の固定資産の減価償却費の取り扱いと整合性が取れません。

したがって、自己所有の固定資産と同様、リース取引開始時に売買があったものとみなし、支払リース料に係る仮払消費税総額を借方計上し、その年度に一括して仕入税額控除することとなります。

4 会計上賃借処理を選択した場合の仮払消費税

2に記載の通り、重要性のないリース取引につき、会計上賃借処理を選択した場合、リース

資産が貸借対照表に計上されない中で、仮払消費税のみをどのように計上するか、また、その算出方法について、実務上問題となります。

前者については、一括で仮払消費税を計上し、相手科目を未払金等の科目で処理し、リース料の支払の度ごとに取り崩してゆくことになります。

また、後者の仮払消費税の算出方法は以下の通りとなります。

①リース契約上利息相当額が明示されている場合、この利息相当額は、消費税法上、非課税仕入となるため、リース料総額から利息相当額を控除した金額の5/105%

②リース契約上利息相当額が明示されていない場合、この利息相当額は課税仕入となり、リース料総額の5/105%

公認会計士・税理士
鈴木 誠

リース取引開始時一括して仕入税額控除